

## 第2期静岡県浜松市基本計画

### 1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

#### (1) 促進区域

設定する区域は、令和6年1月1日現在における静岡県浜松市の行政区域とする。概ねの面積は1,558平方キロメートル程度（浜松市面積）である。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、自然公園法に規定する国立公園及び県立自然公園、自然環境保全法に規定する県自然環境保全地域及び環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落に指定している山住神社のスギ、気田川明神峡のシイ・カシ林等及び生物多様性の観点から重要度の高い湿地「浜名湖」及びその他の環境保全上重要な地域（シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生育域等）については、「8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」に示すとおり、環境保全のための配慮を行う。

なお、自然公園法に規定する国立公園、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区、自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施地域は、本促進区域には存在しない。



※詳細については、「【別紙】促進区域図」において示すものとする。

#### (2) 地域の特徴（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

##### ①地理的条件

本市は、首都圏と関西圏の2つの経済圏のほぼ中間に位置しており、平成17年の市町村合併により、人口約80万人を擁し、面積1,558平方キロメートルという広大な市域を有する都市となった。市域には、都市機能や先端技術産業などが集積する都市部、都市近郊の農業が盛んな平野部、豊富な水産資源に恵まれた沿岸部、そして広大な森林を有する中山間地域と、全国に類のない多彩なフィールドを有する国土縮図型の都市である。広大な市域内では年間2,345.1時間（令和4年）という全国トップクラスの日照

時間や強い季節風、大小様々な河川、広大な森林資源など、多様で豊富なエネルギー源が存在している。

また、天竜川からの豊富な工業用水とともに、堅固な地盤で津波や液状化などのリスクが少ない扇状地が隆起してできた三方原台地という地勢にも恵まれ、良質な労働力や「やрмаいか精神」に形容される進取の気風に培われた、わが国有数の「ものづくりのまち」として発展を続けてきた。

## ②インフラの整備状況

本市の交通インフラについては、東名高速道路及び新東名高速道路のインターチェンジが計8ヶ所存在し、国内の東西物流の要衝となっており、三遠南信自動車道の整備により、今まで直接のアクセスが困難だった南信州との南北ルートも確保されることで、全方向からの交通の結節点としてのポテンシャルが向上している。

また、東海道新幹線の停車駅である東海旅客鉄道（以下、JR）浜松駅は、JR東京駅、JR新大阪駅から最短で約90分、JR名古屋駅から約30分と三大都市圏からのスムーズなアクセスが可能である。

さらに、知的インフラである多数の大学や静岡県工業技術研究所浜松工業技術支援センター等の先進的研究機関の研究開発ポテンシャルを生かし、強固な産学官連携により、様々なイノベーションの創出への挑戦がなされている。

## ③産業構造

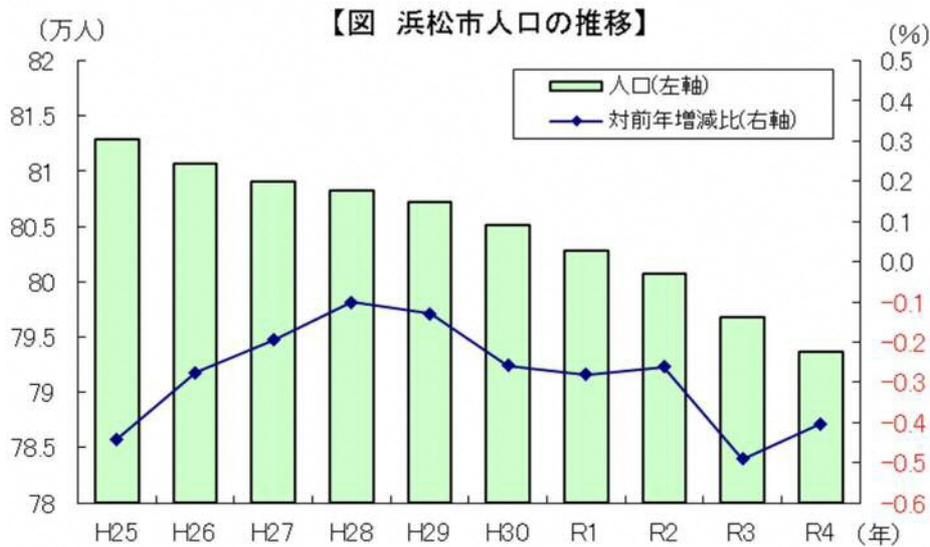
農業では、広大な市域の中で地域の特性を生かし170を超える多彩な農産物が生産されており、全国7位の農業産出額（令和3年市町村別農業産出額推計値）を誇っている。水産業では、豊富な水資源に支えられ、うなぎやすっぽんの養殖発祥の地としてのブランドを構築している。林業では、市域の66%にあたる1,030平方キロメートルもの広大な森林の多面的機能の強化に取り組んでおり、市内森林のうち49,538ヘクタール（48%）においてFSC森林認証※を取得し、全国第1位の市町村別取得面積を誇っている。農林水産分野関連（産業大分類：農林漁業）における浜松市全産業大分類別の「粗付加価値額」は、全産業に対する割合が約0.4%と全国平均と同等であり、もうかる農業への支援に取り組んでいる（経済センサスー活動調査（令和3年）。※FSC森林認証制度：持続可能な森林経営に向けた国際森林認証制度

工業では、江戸時代から続く綿織物と製材業をルーツとした、繊維、楽器、輸送用機器の三大産業を中心として製造業が発展し、多くの世界的企業を輩出している。また、光・電子分野の産業集積も進んでおり、関連のスタートアップ等も多数生まれている。経済センサスー活動調査（令和3年）においては、浜松市全産業大分類別の粗付加価値額の約35%を製造業が占めており、製造業が本市の産業構造の核となっている。

観光分野関連（産業大分類：宿泊業、飲食サービス業）では、「1人あたり粗付加価値額（粗付加価値額／従業員数）」において、全国平均を約16.8万円上回り、他地域と比較すると高付加価値化が図られており（経済センサスー活動調査（令和3年））、市内中心部から約30分圏内に遠州灘、浜名湖、天竜川、南アルプスなどの魅力的な自然環境を有するとともに、徳川家康公や井伊直虎・直政等で知られる「出世の街 浜松」等の観光資源を活用した取り組みを進めている。

#### ④人口分布

国勢調査を基にした令和5年9月1日現在の本市の推計人口は、780,128人と県内市町の中で最も多く、県全体の約22パーセントを占めている。しかし、本市の推計人口は、平成20年をピークに減少が続いており、こうしたことから、浜松市“やらまいか”人口ビジョン（令和2年改訂版）では、本市が直面する人口減少問題の抑制に向け、合計特殊出生率の上昇、東京圏との社会移動の均衡の2点を基本的な考え方として、必要な施策に戦略的に取り組むとしている。また、厚生労働省の研究では「大都市別の健康寿命」において男性、女性ともにトップクラスを維持しており、一般財団法人日本総合研究所が発表する「全国20政令指定都市の幸福度ランキング2022年度版」では浜松市が総合ランキング1位となっている。



## 2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

### (1) 目指すべき地域の将来像の概略

本市の地域経済の持続的な発展に向けて、既存のモノ・仕組みに新たな技術やアイデアを取り入れ、新たな価値を生み出し、イノベーションを創出することで「産業イノベーション都市・浜松」の実現を目指す。

#### ①成長ものづくり分野

成長ものづくり分野関連（産業大分類：製造業）については、浜松市全産業大分類別の「粗付加価値額」において約35%を製造業が占めており、産業構造の核となっている。（経済センサスー活動調査（令和3年））

##### ・次世代輸送用機器

既存の輸送用機器関連の技術集積・蓄積を生かし、新たな技術の習得・集積や高度

化の促進を目指す。特に、脱炭素への対応を主眼とした自動車の電動化、さらに高度化する自動化・デジタル技術を取り込んだCASE（Connected, Autonomous, Shared&Service, Electric）等の輸送機器産業における変革の加速が見込まれ、同領域を重点的に、中小企業の新たなビジネス展開に向けた取り組みを進める。

・光、電子

本市に集積する光・電子関連企業の優位性を生かし、あらゆる産業の基盤技術である光・電子技術による量子領域を見据えた新技術・新事業創出を図り、世界をリードするフォトンバレー（光・電子技術の世界的拠点となるクラスターの形成）を目指す。

・デジタル

あらゆる産業の基盤で汎用性の高いデジタル技術を生かし、地域で培ってきたものづくりのノウハウとデジタル技術の融合により、新技術・新事業の創出を目指す。

・ロボティクス

地域に蓄積されてきたロボティクス技術を生かし、ものづくり現場の自動化・高付加価値化を加速促進するとともに、スマートファクトリーやソーシャルロボットなど社会的課題解決型ビジネス分野など、成長が期待される領域に展開を図ることで、ロボット産業の更なる集積を目指す。

②ヘルスケア分野

地域の基盤技術の転用や蓄積された先進的な医学・医療関連技術との融合により、地域医療の現場等における具体的ニーズに基づく医療分野・介護支援分野での事業化・製品化を図る。あわせて健康増進・予防サービスといった健康寿命延伸に係るウェルネスなどの事業化・製品化を図ることで、新たな健康・医療産業の創出を目指す。

なお、ヘルスケア分野関連（産業大分類：医療・福祉）については、浜松市全産業大分類別の「従業者数」の約 15.5%を占めており、雇用の面においても、本市の地域経済を支えている。（経済センサスー活動調査（令和3年））

③農林水産分野

工業技術やIoT・AI技術等を取り入れた次世代農業（スマート農業）への取組を支援し、革新的な高付加価値型産業への転換を図る。安全・安心な農林水産業ビジネスを創出し、6次産業化を促進する。

農林水産分野関連（産業大分類：農林漁業）については、浜松市全産業大分類別の「1人あたり粗付加価値額（粗付加価値額／従業員数）」において、全国平均を約40万円下回っており、稼げる農業への取り組み支援が求められる。

④環境・エネルギー分野

グリーントランスフォーメーションを促進し、カーボンニュートラルを実現するため、再生可能エネルギーの導入や利用拡大、高度化されたエネルギーマネジメントによる徹底した省エネなど、グリーンテクノロジーを活用したイノベーションの創出を目指す。

環境・エネルギー分野関連（産業大分類：電気・ガス・熱供給・水道業）については、

浜松市全産業大分類別の「1人あたり粗付加価値額（粗付加価値額／従業員数）」において、約3,086万円と突出して高く、1人あたり粗付加価値額の全国平均も上回っており、高付加価値な分野である。（経済センサスー活動調査（令和3年））

⑤観光分野

観光が地域の持続的発展を支える主要産業に位置づけられ、多様な主体による観光地域づくりにより市民が愛着や誇りを持てる都市を目指す。

本市の観光分野関連は（産業大分類：宿泊業、飲食サービス業）は、「1人あたり粗付加価値額（粗付加価値額／従業員数）」において、全国平均を約16.8万円上回っており、他地域と比較すると高付加価値化が図られている。（経済センサスー活動調査（令和3年））

（参考）浜松市産業別経済現況

産業分類	事業所数(事業所)		従業員数(人)		売上金額(百万円)		粗付加価値額(百万円)	
		構成比		構成比		構成比		構成比
全産業	31,651		361,172		8,562,242		1,913,573	
第1次産業	193	0.6%	2,336	0.6%	30,576	0.4%	7,146	0.4%
第2次産業	8,484	26.8%	117,619	32.6%	4,567,145	53.3%	874,176	45.7%
（内製造業）	4,732	15.0%	91,915	25.4%	3,627,908	42.4%	696,002	36.4%
第3次産業	22,974	72.6%	241,217	66.8%	3,964,521	46.3%	1,032,251	53.9%

※出典：経済センサスー活動調査（令和3年）

（2）経済的効果の目標

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業による付加価値創出額	1,227 百万円	4,074 百万円	232.0%

（算定根拠）

- ・ 地域経済牽引事業による付加価値創出額  
 ＝ 地域経済牽引事業1件あたりの付加価値創出額（百万円）× 地域経済牽引事業の新規事業件数（件）× 地域経済牽引事業の域内への波及効果  
 2,847 百万円＝87.6 百万円×25 件×1.3 倍  
 ※1件あたり87.6 百万円の付加価値創出額は、経済センサスー活動調査（令和3年）での静岡県の1事業所あたりの平均付加価値額（5,411 万円）の約1.6 倍。  
 ※なお、1件あたりの付加価値創出額は、令和5年9月までに事業計画が終了し、実績報告を受けた事業計画の付加価値創出額の実績1,227 百万円（14 件実績）の平均値である87.6 百万円として設定。  
 ※地域経済牽引事業件数25 件は、令和5年9月までに承認した新規事業件数（23 件）

を基準として設定。

※経済波及効果は、最新の平成 27 年静岡県産業連関表の産業平均のうち、県外からの移輸入を考慮した効果を採用。

【任意記載の K P I】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業の 新規事業件数	23 件	48 件	108.6%

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

(1) 地域の特性の活用

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性及びその活用戦略に沿った事業であること。

(2) 高い付加価値の創出

地域経済牽引事業計画の実施期間における地域経済牽引事業による付加価値創出額が 5,411 万円（静岡県の 1 事業所あたり平均付加価値額（経済センサスー活動調査（令和 3 年））を上回ること

(3) 地域の事業者に対する相当の経済的効果

事業計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

- ① 事業者の売上げが開始年度比で 12%以上増加すること
- ② 事業者の雇用者数が開始年度比で 3%以上増加すること
- ③ 事業者の雇用者給与等支給額が開始年度比で 12%以上増加すること

なお、(2)、(3)の指標については、事業計画の計画期間が 5 年の場合を想定しており、計画期間が短い場合は、計画期間で按分した値とする。

(設定根拠)

- ① 令和 5 年度内閣府年央試算による令和 6 年度の名目国内総生産見通し 2.5%×4ヶ年に企業成長分 2%を加えた 12%
- ② 労働力調査の就業者数（静岡県）の H27 1,934 千人→R1 1,998 千人の増加率 3.3%を維持
- ③ ①と同等の増加を目指す

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

(1) 重点促進区域  
該当区域なし。

(2) 区域設定の理由

(3) 重点促進区域に存する市町村が指定しようとする工場立地特例対象区域

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

- ① 次世代輸送用機器、光・電子、デジタル、ロボティクス及び健康・医療関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野
- ② 地域の基盤技術の転用や蓄積された先進的な健康・医療関連技術を活用したヘルスケア分野
- ③ スマート農業や6次産業化を促進する工業技術やI o T・A I 技術等を活用した農林水産分野
- ④ 再生可能エネルギー等のグリーン技術を活用した環境・エネルギー分野
- ⑤ 遠州灘、浜名湖、天竜川、南アルプス等の豊かな自然環境や、徳川家康公や井伊直虎・直政等で知られる「出世の街 浜松」等の観光資源を活用した観光分野

(2) 選定の理由

- ① 次世代輸送用機器、光・電子、デジタル、ロボティクス及び健康・医療関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野

本市では、産業ビジョンとして、平成23年度に策定した「はままつ産業イノベーション構想」が目標年次の10年が経過したことから、令和3年度に構想を改訂し、令和4年度から第2期はままつ産業イノベーション構想を運用している。

本構想の基本方針は「成長市場・新産業の創出」とし、人口減少・高齢化、地球温暖化、新しい生活様式などの社会課題解決から成長が見込まれる「7つの成長分野への取り組み」と「地域の稼ぐ力の向上」を重点支援していくとしている。

成長 分野	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次世代輸送機器</li> <li>・健康・医療</li> <li>・新農業</li> <li>・環境エネルギー</li> <li>・光・電子</li> <li>・デジタル</li> <li>・ロボティクス</li> </ul>
----------	---

基本戦略としては、オープン・イノベーションの推進、企業力の向上、スタートアップ支援、企業集積支援、市場創出支援の5つの戦略を掲げ、地域企業が新事業展開する入口となる機会の創出から、出口の販路開拓支援までシームレスに支援する内容となっている。

これらの事業に対する本市の予算額は、令和2年度31.1億円から令和5年度44.4億円と、ここ4年で1.4倍程度増加している。

なお、本地域の製造業は、経済センサスー活動調査（令和3年）において、市全産業の粗付加価値額の約35%を占めており、製造業の中では次世代輸送用機器、ロボティクス及び健康・医療の割合が高く、関連産業の集積があることから一定の強みがあると考えられる。

また、それぞれの分野において、産官学連携の推進体制が整っている。

【推進体制】

分野	推進機関
次世代輸送用機器	次世代自動車センター ((公財) 浜松地域イノベーション推進機構内部署)
光・電子	フォトンバレーセンター ((公財) 浜松地域イノベーション推進機構内部署)
健康・医療	はままつ次世代・健康医療産業創出拠点 (通称：医工連携拠点) (浜松医科大学内)
デジタル ロボティクス	スマートものづくりデスク ((公財) 浜松地域イノベーション推進機構内部署)

② 地域の基盤技術の転用や蓄積された先進的な健康・医療関連技術を活用したヘルスケア分野

産業都市として発展してきた本市は、厚生労働省の研究により「大都市別の健康寿命」において男性、女性ともにトップクラスを維持している。また、一般財団法人日本総合研究所が発表する「全国 20 政令指定都市の幸福度ランキング 2022 年度版」で浜松市が総合ランキング 1 位となっている。

こうした強みを一層進展させ、市民が病気を未然に予防することにより、健康で幸せに暮らすことができるとともに、産業など地域の発展を市民の健康が支える都市「予防・健幸都市 (ウエルネスシティ)」を実現するため、浜松ウエルネスプロジェクトを推進している。

浜松ウエルネスプロジェクトの推進にあたっては行政だけで実現できるものではなく、官民一体となって事業を進めていく必要があり、本市ではプロジェクトの推進のため 2 つの官民連携プラットフォームを運営している。

(ア) 浜松ウエルネス推進協議会

浜松ウエルネス推進協議会は、健康事業とヘルスケア産業の促進を通して、「予防・健幸都市 (ウエルネスシティ)」の実現を目指すことを目的としている。

参画企業・団体数は 157 団体 (令和 5 年 7 月末時点) となっており、取組を活性化するため食、健康経営、予防、運動の 4 つの部会を設定している。

(イ) 浜松ウエルネス・ラボ

浜松ウエルネス・ラボは本市をフィールドにした社会実証を実施し、当実証研究に関するデータ等の成果を市民企業還元するとともに、事業化を促進することを目的としている。

令和 5 年 9 月時点で、市内外の企業等 10 団体が加入している。

③ スマート農業や 6 次産業化を促進する工業技術や I o T・A I 技術等を活用した農林水産分野

本市は、急峻な中山間地、扇状地に広がる平野部、河岸段丘の台地、沿岸部と多様

な地形によって形成されており、全国有数の長い日照時間や温暖な気候に支えられ、170を超える多彩な品目が生産され、全国7位の農業産出額（令和3年市町村別農業産出額推計値）を誇っている。その多様性は、みかんや馬鈴薯、セルリー、ガーベラなど、その品質で高いブランド力を誇る農産物の他、他業種から農業参入した事業者が、うなぎの残渣を肥料に栽培した「うなぎいも」など、生産（1次産業）にとどまらず、農産物加工や食品製造（2次産業）、卸・小売、情報サービス、観光（3次産業）分野にまで経営を発展させ新たな価値を創出する6次産業化の取り組みをも生み出している。

また、水産業においても豊富な水資源を生かして、うなぎやすっぽんの養殖発祥の地としてのブランド力を維持しつつ、漁協と事業者が連携してアサリの再生事業を行うなど資源回復に向けて取り組んでいる。

林業分野においては、本市市域の66%にあたる1,030平方キロメートルもの広大な森林の多面的機能の強化や林業・木材産業の振興を目的に、浜松版グリーンレジリエンスとして、「FSC森林認証制度に基づく森林管理」と「FSC認証材の利用拡大」を同時並行的に推進している。

平成22年3月の認証取得以来、年々面積を拡大し、現在市内森林のうち49,538ヘクタール（48%）において、FSC森林認証を取得。これは、市町村別取得面積で全国第1位を誇っている。FSC材を加工・流通するためのCOC認証※取得事業者も76事業者を数え、本市の木材生産量に貢献している。※COC認証：FSC材の加工・流通過程における管理認証

森林所有者をとりまとめる森林組合等は、こうしたFSC認証林をベースに高性能林業機械などを活用して環境配慮型の低コスト木材生産を行い、年間約60,000立方メートルのFSC認証材を生産している。

FSC認証材の利用拡大の取組としては、「地産地消」と「地産外商」の二方向で取り組んでいる。「地産地消」については、公共施設での木材の積極利用はもとより、民間物件での利用拡大に向けて「浜松地域FSC・CLT※利活用推進協議会」を組織し、CLT設計技術やサプライチェーンの強化、各種プロモーション活動などを推進している。この協議会には、いわゆる川上から川下までの業界を超えた事業者約100社・団体が参画している。「地産外商」については、特に首都圏をメインターゲットとしたセールス活動に加え、今後、大阪・関西万博を見据えた大阪ウォーターフロント地域でのセールスを強化していく。※CLT：ひき板の繊維方向が直交するように接着した木質系材料

#### ④再生可能エネルギー等のグリーン技術を活用した環境・エネルギー分野

本市は、2050年カーボンニュートラルを目指すための施策や取組を示す「浜松市地球温暖化対策実行計画」や、エネルギー政策を市民や事業者などオール浜松で進めていくためのグランドデザインである「浜松市エネルギービジョン」を策定すると共に、2050年までに市内の総消費電力に相当する電気を市内の再生可能エネルギー施設で生み出すことができる状態を目指す「浜松市域“RE100”」を宣言している。

全国2位の広さを有する市域内には、都市部、平野部、沿岸部、中山間地域など多彩なフィールドを有しており、年間2,345.1時間（令和4年）という全国トップクラ

スの日照時間や強い季節風、大小様々な河川、広大な森林資源など、多様で豊富なエネルギー源が存在している。

再生可能エネルギーの導入にあたっては、「浜松市適正な再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例」に基づいて策定した「太陽光発電施設及び風力発電施設に関するガイドライン」により、地域との調和が図られた再生可能エネルギー事業を推進している。

これまで、特に高いポテンシャルを有する太陽光発電の導入に力を注いできた結果、経済産業省が公表している「市町村別再生可能エネルギー導入状況等」では、発電出力10キロワット以上の太陽光発電設備の導入件数及び、全出力を合計した太陽光発電の導入量において、令和4年12月時点で、10キロワット以上の導入件数9,952件、全出力の導入量594,740キロワットと、全国1,718市町村の中でトップである。

風力発電については、「浜松市風力発電等に係るゾーニング導入可能性調査業務」により、地域の自然的・社会的条件を踏まえた、発電事業者の風力発電の導入を促進している。

また、バイオマス発電については、「浜松市バイオマス産業都市構想」に基づき、民間事業者が進める生ごみバイオマス発電や木質バイオマス発電等のプロジェクトを支援している。

このように、市域に豊富に存在する再生可能エネルギーを最大限活用し、環境・エネルギー分野における地域経済牽引事業の促進を図っていく。

⑤ 遠州灘、浜名湖、天竜川、南アルプス等の豊かな自然環境や、徳川家康公や井伊直虎・直政等で知られる「出世の街 浜松」等の観光資源を活用した観光分野

本市における令和3年度観光交流客数は年間約1,189万人で静岡県内3位、宿泊客数は約125万人で静岡県内4位である。(令和3年度静岡県観光交流の動向) また、同年度の静岡県の宿泊客数は約1,426万人で全国5位である。(宿泊旅行統計調査 令和3年・年間値(確定値))

市内中心部から30分圏内に遠州灘、浜名湖、天竜川、南アルプスなどの自然豊かで魅力的な観光資源を有している。遠州灘や浜名湖では、フィッシングやスキムボード、サーフィンなど40種類以上のビーチ・マリンスポーツを楽しむことができるほか、天竜川ではカヌーやキャニオニング、奥浜名湖や、南アルプスといった中山間地域では、ハイキング、トレッキングなどのアクティビティを楽しむことができる。

こうした地域の特性を生かし、ビーチ・マリンスポーツ事業化計画に基づく遠州灘・浜名湖エリアの拠点整備やイベント開催のほか、官民連携組織として設立したビーチ・マリンスポーツ推進協議会による情報発信等を通じて、「ビーチ・マリンスポーツの聖地化」に向けた取り組みに注力していく。

また、平成29年放送の大河ドラマ「おんな城主 直虎」の主人公・井伊直虎や徳川四天王の一人である井伊直政など井伊家の菩提寺である龍潭寺のほか、徳川家康公が築城し、天下統一の足掛かりとなった浜松城や、その前身である元城町東照宮(引間城址)など、家康公にゆかりのある観光資源が多く存在する。

中でも浜松城は、歴代城主の多くが幕府の要職に就いたことから「出世城」とも呼ばれており、近代では、世界的な企業が数多く誕生していることから、本市は「出世

の街 浜松」としてプロモーションを行っている。

令和5年には、大河ドラマ「どうする家康」の放送を契機に、誘客の核となる「どうする家康 浜松 大河ドラマ館」をはじめとした市内の家康公ゆかりの史跡に多くの観光客が来訪している。

同年5月には、本市最大のイベントである浜松まつりにおいて、当該ドラマの主人公・徳川家康公を演じる松本潤さんをはじめとした出演者を招いた「家康公騎馬武者行列@浜松まつり」を開催するなど、「家康公ゆかりの地」としての認知度が向上している。

こうした状況や、令和6年に本市内の浜名湖ガーデンパーク及びはままつフラワーパークを会場に開催予定の浜名湖花博20周年記念事業などの誘客イベントを追い風とし、国内外からの継続的な観誘誘客に取り組んでいく。

## 6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

### (1) 総論

本地域の特性を生かして、各分野を支援していくためには、地域事業者のニーズを確実に把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。事業者ニーズを踏まえた各種事業環境整備に当たっては、国の支援策も併せて活用し、積極的な対応で事業コストの低減や本地域にしかない強みを創出する。

### (2) 制度の整備に関する事項

#### ①事業推進

##### ・オープン・イノベーションの推進

大手企業、スタートアップ、異業種企業及び大学等の外部機関との連携機会の創出により、成長7分野における新たな“ひらめき”を導き、真に市場の求める価値を提供できる製品やサービスの開発を支援する。

(支援制度等)

浜松市新産業創出事業費補助事業、デザイン思考人材育成事業

##### ・企業力の向上

イノベーションの創出の基盤となる、地域企業の人材・資金・知識・技術等のさらなる強化を支援する。

(支援制度等)

スマートものづくり支援デスク、中小ものづくり企業IoT化促進事業費補助金

##### ・スタートアップ支援

スタートアップが生まれ、集まり、育つエコシステムを持つ都市の実現を目指すとともに、スタートアップのアイデアとものづくり技術を融合させ、革新的なイノベーションを生み出す。

(支援制度等)

浜松市ファンドサポート事業、浜松市実証実験サポート事業、「地域企業×スタートアップ」によるイノベーション創出促進事業

・企業集積支援

成長分野における企業をターゲットに企業誘致等を戦略的に推進するとともに立地環境を整備する。また、創業・開業・起業・第二創業、新事業展開を目指す方をトータル的に支援する。

(支援制度等)

企業立地支援事業費補助金、会社設立支援補助金、ものづくり創業支援補助金

・市場創出支援

ニューノーマル時代の市場の潮流、ニーズを掴み、国内外の市場獲得及び市場創出を図ろうとする意欲的な地域企業を支援する

(支援制度等)

海外ビジネス展開支援事業

・浜松ウエルネスプロジェクト事業

浜松ウエルネスプロジェクトとして主に3つの事業を推進していく。

(ア) 市民の健康増進

市民の健康を増進し、健康寿命の延伸を図るため、市民の多様な健康ニーズへの対応や健康無関心層の行動変容の促進を目的として、官民及び民民連携による様々なヘルスケア事業を推進する。令和4年10月から市民の健康増進ツールとしてヘルスケアアプリ「はままつ健幸クラブ」の運用を開始し、さらなる利用を促進する。

(イ) 地域企業の健康経営の促進

人口減少が進み、労働力が不足する中、従業員の健康管理は企業の重要な経営課題であり、人的資本である従業員の健康維持・増進により、企業の成長を目指すのが「健康経営」である。浜松市は、セミナーや健康講座の開催、健康経営優良法人認定申請者作成の個別サポートなどにより、地域企業の「健康経営」の取組を支援していく。

(ウ) ヘルスケア産業の創出

ヘルスケア産業は本市の産業成長分野のひとつである。スタートアップ振興策と連動した実証実験サポート事業に加え、浜松ウエルネス推進協議会との連携による浜松ヘルステックシンポジウムの開催などにより、ヘルスケア産業の創出を支援する。

また、浜松ウエルネス・ラボでは参画企業による市民の疾病・介護予防や健康増進に関する課題解決のための社会実証事業を、本市をフィールドに実施し、データやエビデンスなどを取得・蓄積するとともに、事業化を促す。

(エ) その他の取組

浜松ウエルネスフォーラムや浜松ウエルネスアワードの開催による本市の取組の全国発信や、市内大学、団体と連携した健康ビッグデータを活用した取り組みを推

進する。

(支援制度等)

健康経営促進事業費補助金

・ 6次産業化推進事業

農林漁業と工業（2次産業）、商業や観光業等（3次産業）を組み合わせた6次産業化やブランド化をはじめとする、農林漁業の付加価値の向上や新たな価値の創出、新規販路の開拓を図る取組及びそれを支える地域の事業や活動に対して、予算の範囲内で補助金を交付し、事業に関する必要な支援を行う。

(支援制度等)

食と農林漁業の新たな事業創出・育成事業補助金

・ 農業経営塾開催事業

市内の意欲ある農業者を対象に、農業の経営に関する講座を開催することで、経営者としての資質向上を図り、本市の農業を牽引するリーダーを育成する。

・ スマート農業推進事業

農業者の所得向上や農業産出額の向上への有効な手段となりつつある高効率・高収益なスマート農業を普及させるため、先進的栽培技術設備等を導入する農業者に対し必要な支援を行う。

(支援制度等)

浜松市スマート農業推進事業費補助金

・ 天竜材の家百年住居る助成事業

天竜材（F S C認証材）の地産地消の推進やF S C森林認証の認知度向上等を目的とし、一定基準で生産された木材を、主要構造材として使用した住宅（施主）に対する支援。天竜材（F S C認証材）の使用を進めることで、街中に第二の森をつくり、脱炭素化及びSDG sの実現を図るなど環境的な効果も期待できる。

(支援制度等)

天竜材の家百年住居る事業費補助金

・ 天竜材ぬくもり空間創出事業

天竜材（F S C認証材）を使用した非住宅建築物の木造・木質化等を行う施主に対する支援。非住宅建築物の木質化等を進めることにより、天竜材（F S C認証材）の利用拡大を推進する。

(支援制度等)

天竜材ぬくもり空間創出事業費補助金

・ 低コスト林業推進事業

木材生産の低コスト化と生産性向上を図るため、森林所有者がF S C認証森林で行う林内路網の整備を支援する。生産のバリエーションを確保するため、架線を使用した木

材生産に対しても支援を行う。

(支援制度等)

浜松市低コスト林業推進事業費補助金

- ・「家康公ゆかりの地 出世の街 浜松」を生かしたデジタルプロモーション

大河ドラマ「どうする家康」の放送により向上した「家康公ゆかりの地」としての認知度を観光誘客につなげるため、宿泊客や人流等のデータ収集・分析を行うとともに、旅行予約サイトやWEBメディア等を活用したデジタルプロモーションを展開していく。

- ・インバウンドの推進

外国人観光客の受入環境整備、デジタルマーケティングを活用した本市及び本市観光資源の認知度向上施策、広域連携・官民連携によるプロモーション及びセールスを実施し、外国人観光客の獲得と旅行消費額の拡大による観光産業の活性化を図っていく。

### (3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

#### ①「浜松市データ連携基盤」の運用・整備

本市では、異なるシステム間のデータを相互に利用できるデータ形式で適切に認証・送達を行うことで、分散して存在する多様なデータのハブとなり、データの流通・連携を促進する機能を有する「浜松市データ連携基盤」を運用している。データ連携基盤の運用を通じ、行政データ、民間保有データ、センサーデータなど、さまざまなデータをかけあわせ、官民がともに利活用できるようにすることで、地域課題の解決や地域の活性化に官民で取り組んでいる。

また、防災や交通安全といった「安全・安心」の分野をはじめとした地域課題の解決に向け、Hamamatsu ORI-Project（令和2年度開始）や浜松市データ連携基盤活用サービス実装支援補助金（令和2年度開始）などの取り組みにより、データ連携基盤を活用したサービスやソリューションを官民で創出していく。

### (4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

- ①静岡県経済産業部内及び浜松市産業部内に、事業者の抱える課題解決のためのワンストップ相談窓口を設置する。また、事業環境整備の提案を受けた場合には、静岡県と本市で速やかに協議し、連携して対応することとする。

### (5) その他の事業環境整備に関する事項

#### ①地域における重要産業のサプライチェーンの構築・強靱化の支援

工場等の立地に対するインセンティブとなる企業立地補助金等の効果的な運用による戦略的な企業誘致や市内企業の流出防止、地域の稼ぐ力の向上支援等を通じ、第2期はままつ産業イノベーション構想における成長7分野等を中心に、高付加価値の創出が見込まれる企業の集積を促すことで、強固な地域サプライチェーンの構築に取り組む。

## ②産業用地確保に向けた支援

大規模工場用地開発調査などの実施や立地誘導地区など民有地を活用した工場用地の確保、デジタル産業及び研究開発施設などの立地に対する環境整備に取り組み産業用地確保に向けた支援を行う。

## ③スタートアップへの支援

次々と新しいスタートアップが生まれ、集まり、成長するスタートアップ・エコシステムの構築を進める。スタートアップに対して、育成プログラムの提供や専門家の相談などの成長ステージに応じたシームレスな支援や、スタートアップが地域で行う実証実験に対する総合支援（経費補助、実証実験フィールドの斡旋、PR支援等）、市内スタートアップに対する投資の活性化を図るためのベンチャーキャピタルの出資に協調した交付金の交付事業等を推進していく。加えて、次代を担うスタートアップ経営者を育成するため、学生のためのアントレプレナーシップ醸成コミュニティを設立し、将来のキャリア形成の検討や起業家精神を養うための各種セミナー・プログラムを実施する。

## ④人材確保に向けた支援

### ・産業人材確保

人口減少社会に対応し、本市のものづくりを中心とする地域産業を維持するため、UIJターン就職の促進をはじめ、若年者、女性、高齢者、外国人など多様な人材の就労支援や掘り起こしを行い、産業人材の確保を図っていく。

### ・地域企業の健康経営の促進（再掲）

人口減少が進み、労働力が不足する中、従業員の健康管理は企業の重要な経営課題であり、人的資本である従業員の健康維持・増進により、企業の成長を目指すのが「健康経営」である。浜松市は、セミナーや健康講座の開催、健康経営優良法人認定申請者作成の個別サポートなどにより、地域企業の「健康経営」の取組を支援していく。

## ⑤グリーントランスフォーメーションの促進支援

### ・再生可能エネルギーの導入

「浜松市適正な再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例」に基づいて策定した、事業者が遵守すべき事項や調整手順を明示した「太陽光発電施設及び風力発電施設に関するガイドライン」により、地域との調和が図られた再生可能エネルギーの導入を促進していく。

また、風力発電ゾーニング計画では、環境面だけでなく経済面、社会面も統合的に評価し、地域住民の理解の上で風力発電の導入が見込まれるエリア、環境保全を優先して立地を避けるべきエリア等の設定を行うことで、地域共生の上に立った風力発電の導入を促進していく。

（支援制度）

創エネ・省エネ・蓄エネ型住宅推進事業費補助金、ネット・ゼロ・エネルギー・ハ

ウス導入支援事業補助金、浜松市事業者向けエネルギー自立分散型設備導入支援事業費補助金

・官民連携した地域脱炭素への取り組み

これまでの官民連携の取り組みとしては、「浜松市スマートシティ推進協議会」を通じて多様な再エネ導入や建物単位やエリア単位のスマート化を推進することを目的としてきたが、今後は市域全体の2050年カーボンニュートラルに向けた取り組みが必要な状況となっている。加えて、二酸化炭素排出量削減だけでなく、地域の課題解決や産業育成等につなげるグリーントランスフォーメーション実現に向けた官民連携の取り組みが求められている。

このため、2023年からは同協議会を「浜松市カーボンニュートラル推進協議会」として発展させ、活動の裾野を広げ、中小企業を含む会員企業への多面的な支援や分野横断的なモデル事業の横展開によって、民生・産業・運輸等、様々な分野での脱炭素、経済成長を推進していく。

・水素の利活用

次世代エネルギーとして注目されており、産業における熱利用や運輸など、多様な分野での脱炭素化に貢献する水素について、市内における利活用を検討している。2023年度は、市内における産業や運輸等での水素需要予測を調査するとともに、グリーン水素の製造拠点の整備や、サプライチェーン構築の可能性について検討し、得られた結果から今後の水素の利活用に関するビジョンを策定し、市域内における水素を活用したビジネスの展開につなげていく。

(6) 実施スケジュール

取組事項	令和6年度	令和7年度～令和10年度（最終年度）
<b>【制度の整備】</b>		
①事業推進	運用	運用
<b>【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】</b>		
①浜松市データ連携基盤	運用	運用
<b>【事業者からの事業環境整備の提案への対応】</b>		
①県・市連携対応	設置・運用	運用
<b>【その他】</b>		
①サプライチェーン強靱化	運用	運用
②産業用地確保	運用	運用
③スタートアップへの支援	運用	運用
④人材確保に向けた支援	運用	運用
⑤グリーントランスフォーメーションの促進支援	運用	運用

## 7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

### (1) 支援の事業の方向性

本地域が一体となった地域経済牽引事業の促進に当たっては、浜松地域イノベーション推進機構・浜松商工会議所及び市内商工会等の産業支援機関をはじめ、大学等の研究機関や地域金融機関等が連携して支援の効果を最大限発揮する必要がある。このため、本市は、産業振興の方向性についての共通認識を醸成するとともに、支援策の実施に当たっては、これらの機関等との産学官金連携によるオール浜松体制で効果的、効率的な支援を実施する。

### (2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

成長市場や新産業創出を目指し、地域企業の基盤強化から企業間連携、マーケットイン型の新規事業創出、国内外の市場開拓などの支援を行う。

#### ①基礎固めの支援

先進的取り組み企業のベンチマーク等により、経験値向上や先端技術の活用促進を通じて、成長分野におけるイノベーション創出の基盤となる地域企業の人材・知識・技術の基盤強化を支援する。

#### ②外部連携先の支援

優れたアイデア、技術を持った大手企業やスタートアップを誘致するとともに、大学発ベンチャーや地域のスタートアップの成長支援をすることにより、地域企業の連携先となる企業を創出する。

#### ③製品・サービス開発の支援

自社による社会課題解決等の潜在的な市場ニーズをデザイン思考等の手法を用いた分析をはじめ、顧客等の具体的なニーズや新市場に繋がるアイデアの種を持った大手企業、スタートアップ、異業種企業及び大学等の外部機関との連携機会の創出により、新たなひらめきを導き、市場が求める付加価値の高い製品やサービスの開発を促進する。

#### ④市場開拓の支援

様々なイノベーションにより開発した製品・サービスで国内・海外に新たな市場を獲得する。また、販路開拓する過程においては、新たな市場・顧客ニーズを把握し、次のイノベーション創出のヒントを獲得する。

## 8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

### (1) 環境の保全

本市では、平成10年9月に「浜松市環境基本条例」を制定し、環境の保全及び創造に

関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「浜松市環境基本計画」を策定している（令和2年4月に第2期浜松市環境基本計画（改訂版）を策定）。この中で、市民、事業者、行政等が、環境に配慮した行動を実践できるよう、具体的な施策展開の基本方針や重点的な取り組みを示し、環境の保全と創造に関する施策を総合的、計画的に推進していくこととしている。地域経済牽引事業の促進等に当たっては、開発事業等について、環境保全上の見地から適正な対応が図られるよう、各種環境法令を遵守するとともに、環境の保全及び創造に十分配慮し、企業は、必要に応じて説明会や工場内の視察の受入れを行うなど、地域住民に十分な理解を得られるよう努めている。なお、環境保全上重要な地域内での整備の実施に当たって、直接或いは間接的に影響を与えるおそれがある場合は、自然環境部局と十分調整を図りつつ、専門家の指導・助言を踏まえて、それらの保全が図られるよう十分配慮して行う。

また、従前より市役所内に、関係部局の長により構成される「土地利用対策庁内委員会」を設置し、土地利用事業計画の相談・指導を行い、良好な生活環境の保全と事業活動の調和に努めてきている。本計画の実施に当たっても同委員会の指導調整により、事業活動に伴い生じうる環境保全上の問題に配慮しつつ地域社会との調和を図っていく。

## （2）安全な住民生活の保全

地域経済牽引事業の促進に伴い必要となる安全な住民生活の保全に関しては、「静岡県防犯まちづくり条例」に基づき、行政、住民及び事業者らが協力して、住民一人ひとりが防犯意識を高め、犯罪に遭わないよう行動するとともに、地域の連帯感を高め、お互いに見守り合い、助け合う地域の力を取り戻し、さらに、犯罪の防止に配慮した都市環境の整備を図るなど、犯罪の起きにくい防犯まちづくりに積極的に取り組んでいるところである。

また、本市でも、平成22年1月から「浜松市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」を施行するとともに同年8月に、「浜松市犯罪のない安全で安心なまちづくり基本計画」を策定、令和2年4月には第3次基本計画を策定し、犯罪のない安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指して、地域の自主的防犯活動団体などと連携した防犯まちづくりを推進している。

以下の取り組みにより、犯罪の防止に配慮した事業活動の推進を図るとともに、犯罪又は事故の発生時における警察など関係機関に対する連絡体制の構築及び捜査への協力を努め、「安全・安心まちづくり」をより一層推進する。

### ・地域住民との協議

事業者、市又は県が基本計画に基づき、地域経済牽引事業の促進のための措置を実施するに当たっては、あらかじめ地域住民の意見を十分に聴取するものとする。

### ・防犯及び交通安全に配慮した施設の整備

ア 道路、公園、駐車場等の公共空間、事業所などの施設の整備については、防犯上の指針を参考として、計画の初期的段階から関係機関と十分な調整を行う。

イ 防犯に配慮した整備として、防犯カメラ、防犯灯、街路灯、ミラー等の設置など、主に見通しの確保に努めるほか、交通安全に配慮した整備として、ガードレールの設置、歩道や駐車スペースの確保などに努める。

ウ 事業者は、来訪者や従業員が使用する駐車場に防犯カメラを設置するなどの防犯

対策を講じ、犯罪被害防止に努める。

・防犯責任者の設置と事務所内の防犯意識の高揚

事業所に防犯責任者を設置し、従業員に対する静岡県警察防犯アプリ「どこでもポリス」への登録の働き掛けや静岡県警察ホームページ上で公開している「犯罪被害にあわないために」、「子供安全情報」、「事件事故発生マップ」等防犯・交通安全情報の収集に努め、従業員に対しそれら情報を伝達する安全ネットワークの整備を図る。

・企業におけるサイバーセキュリティの強化

ア 事業者は、「企業におけるサイバーセキュリティ対策」等従業員に対するセキュリティ教育などを行い、サイバー犯罪被害防止のための必要な措置を講ずる。

イ 市町又は県は、事業者が行うサイバーセキュリティ対策に関し必要な支援を行う。

・地域の防犯活動への協力等

青色防犯パトロール活動を始めとする、地域住民が行う防犯・交通安全活動に積極的に参加及び協力を行うほか、それら活動に対して必要な物品、場所等を提供するなどの支援を行う。

・不法就労の防止等

外国人の雇用に関して、旅券等による当該外国人の就労資格を確認するなど、適法な就労の確保に努めるとともに、日本の法制度や生活習慣等を指導するなど、地域社会において相互理解を促す啓発を行う。

・犯罪捜査への協力等

ア 事業者は、暴力団等反社会的勢力を排除するとともに、同勢力による様々な要求に応じないものとする。

イ 事業者は、事件や事故の発生時における警察や関係機関への連絡体制の整備を図るとともに、捜査活動への積極的な協力を行う。

(3) その他

P D C A体制の整備等

本市は、毎年度、地域経済牽引事業促進協議会を開催し、基本計画と承認地域経済牽引事業計画に関するレビューを実施する。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

(1) 総論

該当区域なし。

(2) 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

(3) 市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項

## 10 計画期間

本計画の計画期間は計画同意の日から令和10年度末日までとする。

「静岡県浜松市基本計画」に基づき法第11条第3項の規定による同意（法第12条第1項の規定による変更の同意を含む。）を受けた土地利用調整計画に関する変更の同意及び法第13条第4項の規定による承認（法第14条第3項の規定による変更の承認を含む。）を受けた承認地域経済牽引事業計画に関する変更の承認及び承認の取消しについて、当該同意基本計画の失効後も、なお従前の例による。

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

# 促進区域図

## 【凡例】

[環境保全のための配慮を行う区域]

自然公園地域及び自然環境保全地域

鳥獣保護区等

ギフチョウの保護に関する条例による保護地域

### 生物多様性の観点から重要度の高い湿地

⑦ 遠州灘海岸（天竜川下流域・海岸沖・五島海岸の背後地）

① 浜名湖

④ 浜名湖周辺湧水湿地群

### 環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落等

- ① 中ノ尾根山の高山植物群落
- ② 蕎麦粒山のブナ林
- ③ 蕎麦粒山のシロヤシオ群落
- ④ 岩岳山、竜馬岳のアカヤシオ・シロヤシオ群落
- ⑤ 山住神社のスギ
- ⑥ 気田川明神峡のシイ・カシ林
- ⑦ 秋葉山頂のスギ林
- ⑧ 県立森林公園のアカマツ林
- ⑨ 高根金毘羅神社のシイ林
- ⑩ 尾奈のマンサク群落
- ⑪ 本坂峠の照葉樹林
- ⑫ 渋川のジングウツツジ
- ⑬ ヒョー越峠のレンブクソウ
- ⑭ 熊伏山のミヤマツチトリモチ
- ⑮ 観音山学術参考保護林
- ⑯ 奥山方広寺の寺叢
- ⑰ 細江町のタシロラン

